

令和3年度

業務委託仕様書

公示用

業務名称 配管保温材アスベスト含有定性調査業務

札幌市交通局高速電車部施設課

1. 業務名

配管保温材アスベスト含有定性調査業務

2. 対象場所

別紙のとおり

3. 履行期間

契約書に示す着手の日から令和 3 年 6 月 30 日まで

4. 業務概要

駅舎に敷設している屋内排水管の配管保温材について、アスベスト含有調査業務を行う。

5. 一般要領

- (1) 本業務を実施する際には、事前に工程表を提出するとともに委託者と十分打合せを行い、委託者業務に支障のないよう円滑な進行を図ること。
- (2) 本業務の実施にあたっては関連する法令等を遵守し、業務従事者は関係資格保持者あるいは十分な経験を有した者が実施すること。
- (3) 業務対象場所等においては、列車運行に関する重要かつ高価な設備等が多いので作業の安全及び関連機器設備へ障害を与えぬように充分注意をすること。
- (4) 業務中に不慮の事故が発生した場合は、速やかに委託者に報告するとともに、委託者の指示に従い受託者の責任において一切を処理すること。
- (5) 本業務に必要な工具、消耗品及び交換部品は、原則として受託者負担とする。
- (6) 業務完了後の清掃、片付け等については、完全に実施すること。

6. 提出書類

提出書類はすべてA4サイズとする。

○ 業務着手時

- | | | |
|--------------------|-----|------------|
| ・ 業務着手届 | 1 部 | 着手と同時 |
| 業務責任者及び作業員名簿（自社職員） | | 袋綴じし、割印のこと |
| 業務責任者経歴書 | | |
| 資格一覧（氏名、資格免許の写し添付） | | |
| 連絡体制表（緊急連絡先含む） | | |
| 協力業者及び作業内容 | | |
| 業務日程表 | | |

○ 業務実施時

- | | | |
|---------|-----|----------|
| ・ 実施工程表 | 1 部 | 作業の5日以上前 |
|---------|-----|----------|

○ 業務完了時

- | | | |
|------------------------------|-----|-------|
| ・ 業務完了届 | 1 部 | 完了と同時 |
| ・ 業務完了報告書 | 1 部 | 完了と同時 |
| ・ 作業写真 | 1 部 | 完了と同時 |
| 報告書、作業写真については書類と別に電子データ（CD等） | 1 部 | |

7. 業務履行体制の確保

(1) 試料採取

試料の採取を実施する者は、石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができることなど、石綿の試料採取に対する十分な知識を有する者とする。

(2) 定性分析

以下のいずれかの者を、最低1名は配置し、本業務に従事させること。

- (ア) 令和2年厚生労働省告示第277号で定める分析調査講習を受講し、修了考査に合格した者。
- (イ) 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業（旧称：石綿分析に係るクロスチェック事業）」により認定されるAランク又はBランクの認定分析技術者。（評価区分1及び2における合格認定技術者を含む）
- (ウ) 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」の修了者。
- (エ) 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者。
- (オ) 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」。

8. 作業内容

(1) アスベスト定性分析

(ア) 試料採取

- ・ 配管保温材を「建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（2021年3月、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課）及び「アスベスト分析マニュアル」（1.20版）（平成30年3月、厚生労働省）に記載された方法に準拠して試料採取を行うこと。
- ・ 採取者は「一新石綿技術指针对応版-石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」（建設業労働災害防止協会）に記載されたマスク、防護服等を着用するなど、粉じんを吸入しないようにすること。
- ・ 採取時には水又は飛散抑制剤にて湿潤化を行い、採取後には建築基準法第37条により認定された飛散防止剤を噴霧すること。
- ・ 採取容器については、未使用のものを使用するなど、他の試料等が混入しないように留意すること。
- ・ 試料採取にあたっては、湧水排水管合流部の3か所以上から1か所あたり10cm³程度を採取し、1まとめとして試料とすること。

(イ) 定性分析

(1)(ア)で採取した試料について、最新版のJIS A 1481に記載された方法に準拠し、石綿含有の定性分析を行う。
なお、以下の6種類のアスベストを対象とする。

- ・ アモサイト
- ・ クリソタイル
- ・ クロシドライト
- ・ アクチノライト
- ・ アンソフィライト
- ・ トレモライト

(2) 報告書作成

- ・ (1)の結果をまとめ報告すること。
- ・ 作業写真については、試料採取前後の状態、採取した試料、飛散防止剤の噴霧状態が確認できる写真を添付すること。
- ・ 試料採取箇所がわかる図面を添付すること。

9. 廃棄物の処理

分析用のサンプリングにあたり、1) 除去工法 2) 除去物及び廃棄物の処理 3) 除去後の仕上げ 4) 除去物の飛散防止 5) サンプル等廃棄物の保管および処理を業務計画書に記載し適正に行うこと。

10. 契約不適合責任

業務完了後に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものを委託者が確認し、その原因が受託者の業務履行上の過失に起因する場合は、委託者の指示に従い、受託者が速やかに責任をもって修理復旧を行うこと。

11. 法令遵守（コンプライアンス）の徹底

受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため、法令及び作業ルール等の遵守を徹底すること。

12. 札幌市環境マネジメントシステムの運用への協力

受託者は作業従事者へ本市の「環境方針」（別添）を周知し、本市の環境配慮に対する取り組みについて理解させること。

13. 異常時等の報告

- (1) 本業務の従事中に、地下鉄駅及び関係施設内で、通常とは異なる事象（損傷、異音、発熱、臭いなど）及び不審者、不審物に気づいた場合には、些細なことでも躊躇なく、委託者に報告すること。
- (2) 本業務の従事中に、設備等が通常とは異なる事実に気付いた場合には、委託者に積極的な報告を行うこと。

14. その他の特記事項

- (1) 本業務に関し疑義を生じた場合は、委託者と協議し業務履行に遺漏のないようにすること。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項については、委託者と協議すること。
- (3) 業務の遂行については、作業者の健康に留意し必ず複数の人数で行うこと。
- (4) 業務以外で緊急又は臨時的に実施した業務については、内容、使用資材、処理等について、速やかに報告すること。

環境方針

1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする（ゼロカーボン）」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPPORO』」の実現を目指してまいります。

2 基本的方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

札幌市長 秋元克広

札幌市環境局

別紙

	駅名	施設名	検体数	住所	線別
1	麻生駅	ポンプ室	1	札幌市北区北40条西5丁目	南北線
2	北24条駅	湧水ポンプ室	1	札幌市北区北23条西4丁目	
3	幌平橋駅	湧水ポンプ室	1	札幌市中央区南15条西4丁目	
4	中の島駅	ポンプ室	1	札幌市豊平区中の島2条1丁目	
5	平岸駅	ずい道ポンプ室	1	札幌市豊平区平岸2条7丁目	
6	二十四軒駅	ポンプ室	1	札幌市西区二十四軒1条5丁目	東西線
7	円山公園駅	ずい道排水ポンプ室	1	札幌市中央区南1条西25丁目	
8	西18丁目駅	ずい道排水ポンプ室	1	札幌市中央区大通西18丁目	
9	西11丁目駅	ポンプ室	1	札幌市中央区大通西11丁目	
10	東札幌駅	消火・湧水ポンプ室	1	札幌市白石区東札幌2条2丁目	
11	南郷7丁目駅	ずい道汚水ポンプ室	1	札幌市白石区南郷通7丁目	
12	南郷13丁目駅	ずい道排水ポンプ室	1	札幌市白石区南郷通13丁目	
13	南郷18丁目駅	ずい道排水ポンプ室	1	札幌市白石区南郷通18丁目	
14	ひばりが丘駅	ずい道排水ポンプ室	1	札幌市厚別区厚別南1丁目	
15	東豊線大通駅	ずい道排水ポンプ室	1	札幌市中央区大通西2丁目	東豊線
16	豊平公園駅	ずい道排水ポンプ室	1	札幌市豊平区豊平8条13丁目	
17	美園駅	ずい道排水ポンプ室	1	札幌市豊平区美園7条7丁目	
18	月寒中央駅	ずい道排水ポンプ室	1	札幌市豊平区月寒中央通7丁目	
19	福住駅	ずい道排水ポンプ室	1	札幌市豊平区月寒東1条13丁目	